

## 自宅にやってくる 不用品買取り業者に 注意してください！！

(第三十二弾)

新たな生活がスタートし、自宅から不要な物品が出始めるこの季節。

警察署への、訪問買取り業者に関する各種相談が増え始めるのも、この季節なんです！

### ケース1

自宅に「不要な衣類があれば買い取る」と電話勧誘があり、来訪を了承し自宅に来てもらった。

ところが、他に貴金属はないかと言って居座り、帰ろうとせず困ってしまった。

### ケース2

不要な物を買収するといい自宅に来て、本当は売りたいなかった指輪などの貴金属を査定され、持ち帰られてしまった。どうしたらいいだろうか。

買収業者がすべて悪質業者とは言い切れませんが、中には突然訪問して半ば強引に買収をしていったり、室内に上がり込んで査定をしていくケースがあります。

そんな被害にあわないために...

## 重要ポイント



- 買収の電話があればいったん切って家族に相談
- 怪しい人を家に入れない
- 一人で決断しない（家族や警察に相談）

**もし、契約してしまったら...**

- 必ず契約の内容が書かれた書類をもらいましょう。
- みなさんはクーリングオフ制度で守られています。契約をしてしまったとしても契約の申込みを撤回したり契約を解除することができます。

**少しでも不安な点がある時は断る勇気を!!!**

～裏面に続く～

# 新型コロナウイルスに便乗した トラブルに注意してください!

最近、**新型コロナウイルスの感染拡大に関連した相談**が増えています!!

## 【事例1】

市役所職員を名乗った男から非通知で「新型コロナウイルスが流行しているので気を付けるように高齢者に電話しています。」との電話があった。

## 【事例2】

「新型コロナウイルスの感染を防ぐため、行政からの委託で消毒に行く。」という電話がかかってきた。

これらの事例は個人情報の入手、所在を確認する意図で電話をかけているいわゆるアポ電の可能性もあります。  
行政機関が非通知で電話をかけることはありませんので、行政職員を名乗るあやしい電話はすぐに切ってください。  
また事例2のような電話がかかってきた場合は、業者名や氏名、連絡先を聞き、実在する業者、人物であるか確認するようにしましょう。



上記の事例以外にも「パンフレットを持参したい。」などと言って自宅を訪問しようとする者もいます。

業者の来訪に応じると、高額な商品、サービスを勧誘されることもあるので注意しましょう。

今後も、新型コロナウイルスに乗じた新たな手口の勧誘が行われることが予想されますので、少しでも怪しいと感じたら**早めに相談**しましょう。

相談先は、家族、消費者センター等の関係機関、警察、どこでも構いません!

**大事なのは一人で即断せず、まずは相談することです。**

智頭警察署 0858-75-0110  
警察総合相談電話 #9110